2023年3月　鹿児島大学　環境安全センター

実験廃液の区分表

	分類	種類	対象	備考	処理方法	容器[*1]
無機系	A	**無機水銀廃液**	無機水銀化合物の水溶液	・金属水銀、有機水銀は混合させない （金属水銀、有機水銀を含む廃液の回収については環境安全センターに問い合わせること） ・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・シアンを含む場合はその旨明示する ・その他の有害重金属等を含む場合はその組成を明示する	中和・凝集沈殿 （硫化物法）	20Lポリ容器 または 10Lポリ容器
	D	**酸系廃液**	1. 硝酸、亜硝酸、およびそれらの無機化合物の水溶液 2. 塩酸、硫酸、リン酸などの無機酸廃液 3. フッ素及びその化合物を含むpH≦7の廃液 4. ホウ素及びその化合物を含むpH≦7の廃液	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・硝酸・亜硝酸を含む廃液は希釈・中和処理して放流せずに全量を廃液として回収する ・塩酸、硫酸の含有量が5%以下で有害物を含まない廃液は、各研究室等でアルカリ（炭酸水素ナトリウム等）で中和し、希釈して放流する ・青酸を含む場合はB分類へ（酸廃液と混合しない） ・クロム酸、その他の有害金属を含む場合はF分類へ ・有機リン化合物を含む場合はL分類へ ・有機酸を含む場合はL分類へ	中和・凝集沈殿	
	E	**アルカリ系廃液**	1. 水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、炭酸ナトリウムなどの廃液 2. フッ素及びその化合物を含むpH＞8の廃液 3. ホウ素及びその化合物を含むpH＞8の廃液	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・アルカリ化合物の含有量が5%以下で有害物を含まない廃液は、各研究室等で酸（希塩酸、希硫酸等）で中和し、希釈して放流する ・アミン類、アンモニアを含む水溶液はL分類へ		
	F	**有害金属系廃液**	Cd, Pb, Cr, As, Se, Cu, Zn, Fe, Mnなどの有害金属を含む廃液	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・放射性同位体元素およびこれで汚染されたものは入れないこと ・フェリシアン、フェロシアンなどの難分解性シアノ錯体はB分類へ ・有機配位子（EDTAなど）を含む金属キレートはL分類へ		
有機系	G	**可燃性有機廃液Ⅰ （引火点が21℃未満）**	・水を含まない引火性の有機廃液 （トルエン、酢酸エチル、ベンゼン、アセトン、アセトニトリル等） ・含水率40%未満のアルコール類 （メタノール、エタノール等）	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・爆発性物質（N-O結合のあるもの、アセチレン誘導体など）は、排出者において別途無害化処理する ・含水率40～90%のアルコール類はH分類へ ・含水率90%以上のアルコール類はL分類へ	焼却処分	10Lポリ容器[*2]
	H	**可燃性有機廃液Ⅱ （引火点が21℃以上） （含水率90%未満）**	・炭化水素 ・アルコール類（含水率40～90%） ・ケトン類 ・フェノール類	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・爆発性物質（N-O結合のあるもの、アセチレン誘導体など）は、排出者において別途無害化処理する ・含水率90%以上のアルコール類はL分類へ ・ハロゲン化合物を10%以上含む場合はJ分類へ		20Lポリ容器[*2] または 10Lポリ容器
	I	**廃油**	・灯油・軽油・テンピン油等 ・重油・クレオソート油・スピンドル油 ・タービン油・変圧器油等 ・ギア油・モーター油等 ・動植物油類混合廃液	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・PCBを含むものは入れないこと ・搬出容器については応相談		
	J	**ハロゲン系廃液**	・ハロゲン系有機溶媒 （クロロホルム・塩化メチル・ジクロロメタン・四塩化炭素・トリクロロ酢酸など） ・ハロゲン系有機溶媒を10%以上含む可燃性有機廃液	・内容物（物質名・濃度など）を明示する		
	K	**ホルマリン廃液**	ホルマリン廃液	・固形物は取り除くこと		
	L	**難燃性有機廃液 （含水率90%以上）**	・炭化水素、ハロゲン化合物、有機酸、亜硝酸エステル、アミン類の10%未満含むもの ・有機金属系（キレート等）廃液等 ・シアン化合物を1ppm未満含むもの ・アンモニア、アンモニウム化合物を含むもの （ただし硝酸アンモニウムは除く）	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・pHを明示する ・PCBを含むものは入れないこと ・水銀を含む廃液はA分類へ ・pH2以下の廃液はD分類へ ・硝酸アンモニウム廃液はD-1分類へ		
	B	**シアン系廃液**	・遊離シアン廃液 ・難分解性シアノ錯体廃液、有機シアン化合物を含む廃液（シアン濃度1ppm以上）	・内容物（物質名・濃度など）を明示する ・pHを明示する ・pH 10.5以上で保存する		
	M	写真廃液	1. 現像液の廃液 2. 停止液の廃液 3. 定着液の廃液	・対象区分ごとに保管する （混合されている場合は明示する）		
	N	**培地廃液**	硝酸化合物、亜硝酸化合物、アンモニア、アンモニウム化合物を含む培地廃液	・感染性病原体が含まれる場合は感染性廃棄物として別途処理すること ・固形物は取り除くこと ・オートクレーブ等による滅菌処理して廃棄すること ・殺菌目的でアルコールなど引火性の高い薬品を添加しないこと ・依頼票に「培地」と明示し、アルコール等引火性の高い薬品を含む場合は、明記すること ・少量の場合は滅菌処理後、ウエス等に吸収させて固形廃棄物として処分する		10Lポリ容器、 遠沈管等[*3]

[*1] 回収された容器はすべて処分されるので返却されません

[*2] 金属を腐食させる恐れがない場合は一斗缶等の利用も可

[*3] 輸送中に漏れ・破損の恐れがなく、そのまま焼却処分できる容器も利用可
遠沈管等小容量の容器を搬出する際は外装容器（段ボール箱等）に入れてください

実験廃液の分類早見表

2023.03 環境安全センター

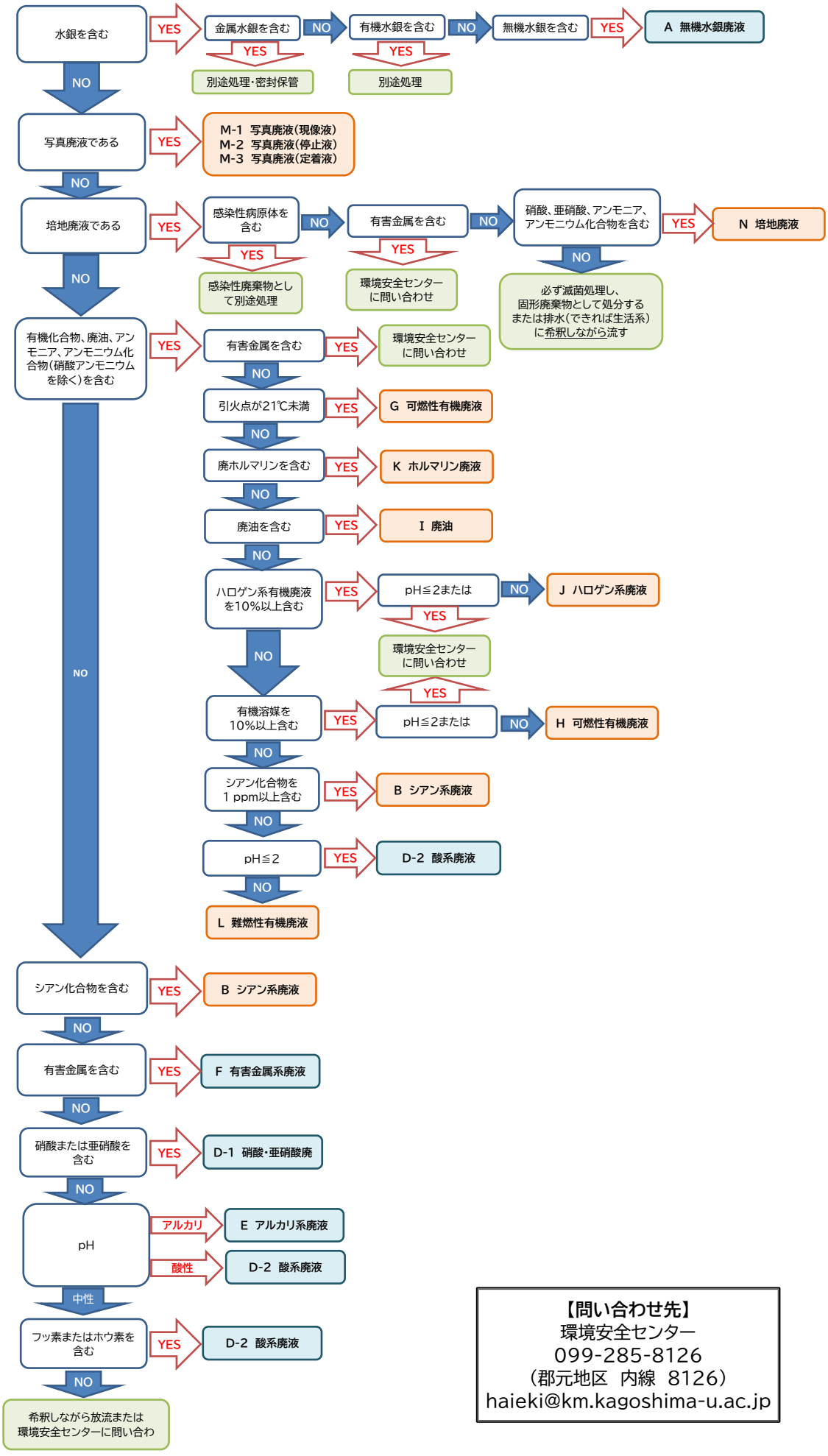

【問い合わせ先】
環境安全センター
099-285-8126
(郡元地区 内線 8126)
haieki@km.kagoshima-u.ac.jp